

「ひらつか匠の店」認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ひらつか匠の店」認定事業を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ひらつか匠の店」認定事業（以下「認定事業」という。）とは、伝統的な技又は独自の技術若しくは商品を公開することができる店舗を「ひらつか匠の店」として位置付け、市民（消費者）に広く周知し、これらの店舗の良さを知っていただくとともに、店舗の利用を促進し、市内の商業環境に活力を与え、本市の商業振興に繋げる事業をいう。

(実施区域)

第3条 認定事業の実施区域は、平塚市内全域とする。

(申請方法)

第4条 認定事業の認定を受けようとする者は、「ひらつか匠の店」認定申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

(審査)

第5条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、別に定めるところにより設置する「ひらつか匠の店」選考委員会の審査を受けるものとする。

(認定)

第6条 認定にあつては、別表に定める認定基準により行われなければならない。

2 市長は、認定事業として認定をしたときは、当該店舗に対し認定通知書（第3号様式）により通知し、認定証を交付する。

(認定取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとし、認定を取り消したときは、認定取消通知書（第4号様式）により通知する。

(1) 店舗が別表に定める基準を満たさなくなった場合

(2) 店舗から廃止申請書（第5号様式）が提出され、市長が廃止を認めた場合

2 前項の規定による通知を受けた店舗は、直ちに、認定書及び記念品を市長に

返還するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 認定基準

- (1) 応募職種に概ね10年以上従事し、応募時に平塚市内に店舗を有すること。
- (2) 伝統的な技又は独自の技術若しくは商品について、体験や説明等により来店者へ伝えることができること。
- (3) 平塚市の取組と連携し、商業振興や店舗の魅力発信に資する活動に取り組む意欲を有すること。
- (4) 大手レギュラーチェーン、フランチャイズチェーン又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる業種ではないこと。
- (5) 暴力団との関わりが一切ないこと。